

2020年2月22日

【理事会承認】

ジュニア育成委員会

## 2020年度 育成アスリート指定基準及び海外派遣要綱

### 第1条 (目的)

本要綱は国際大会に於いてメダル獲得の可能性のある有望な選手を発掘・育成・強化する為に必要な基準及び国際大会派遣に関して必要な事項を定めるものである。

### 第2条 (定義)

1. 本要綱で使用する用語の定義を次のように定める。

#### (1) 「育成アスリート」

- ① 有望な選手の育成を図る為に指定された選手のことをいう。
- ② ジュニア育成委員会の指定を受け、委員会の管理、監督下で活動を行う。
- ③ ジュニア育成委員会が開催する合宿、練習へ優先的に参加できる。

#### (2) 「育成アスリート」の 카테고리

- ① 年齢はISSFルールに沿って、2020年12月31日の満年齢とする。
- ② カテゴリは、以下のとおりとする。  
ライフル：U25、ユニバ、ジュニア、ユース、カデット、ノービス  
ピストル：U29、ユニバ、ジュニア、ユース、カデット、ノービス
- ③ ライフル：U25は25歳以下の選手を対象  
ピストル：U29は29歳以下の選手を対象  
＜2024年パリ五輪日本代表候補を目標とする＞
- ④ ユニバNTは現役大学生選手対象  
＜世界大学選手権・ユニバーシアードのメダル獲得を目標とする＞
- ⑤ ジュニアNTは20歳以下の選手対象  
＜ジュニア世界選手権・ジュニアワールドカップの入賞を目標とする＞
- ⑥ ユースNTは15歳～18歳の中・高校生対象  
＜東アジアユースエアガン大会のメダルを目標とする＞
- ⑦ カデットNTは中学生選手対象
- ⑧ ノービスNTは小学生選手対象

#### (3) 「育成ランキング」

- ① 育成ランキングとは対象試合のうち、国内試合は8か月、海外試合は1年間の記録の内上位3つの平均点による順位表。

平均点が同点の場合は、記録した点数の最も高い選手を上位とする。

最も高い記録点数が同点の場合、次に高い記録点数により順位が決まる。

### 第3条（対象種目）

1. 育成アスリートの指定対象種目は以下のとおりとする。

＜ライフル＞4種目

(1) 男子 10mAR60及び50mFR3×40

(2) 女子 10mAR60W及び50mR3×40

＜ピストル＞4種目

(1) 男子 10mAP60及び25mRFP

(2) 女子 10mAP60W及び25mSP

### 第4条（育成アスリートの指定）

1. 指定必須条件

- (1) NT選考会または育成NT選考会に1回以上出場していること。
- (2) 育成ランキング対象試合に3回以上出場していること。
- (3) 対象カテゴリーの育成アスリート基準点を1回以上記録していること。
- (4) カデットNT並びにノービスNTについては基準点を設けない。

2. 指定について

- (1) 指定必須条件をすべて満たしている選手（未成年の場合は保護者・指導者からの提出も可）からの申請により、ジュニア育成委員会が条件を確認し、カテゴリー別に育成アスリートとして指定する。ただし、NT選手に選考された場合、育成アスリートは解除される。
- (2) 指定期間は当該年度限りとする。
- (3) 2019年8月1日以降の国内対象試合、2019年4月1日以降の海外対象試合において指定必須条件をすべて満たしている選手は、2020年3月1日以降に申請できる。
- (4) 上記(3)項にて申請した選手を2020年度4月1日に指定する。その後は、申請書類をもとに合宿および派遣試合毎に追加指定する。
- (5) カデットNTは基準点を定めず、育成ランキング上位者男女各最大10名を育成対象とする。
- (6) ノービスNTは基準点を定めず、対象試合の成績により対象年齢の選手を育成対象とし、練習、合宿を実施する。AR、APの対象選手がいない場合はBR、BPの全日本上位者を集合させて練習、合宿を実施する。

### 3. 対象試合

<ライフル><ピストル> G3以上の大会すべてを対象試合とする。

※海外留学等している選手について、現地大会開催前に出場の申告がある場合はジュニア育成委員長の承認を受けて指定対象試合に追加する。

### 4. 育成アスリート基準点

<ライフル>

U25	10mAR60MW	625.0	50m3×40MW	1160
ユニバ	10mAR60MW	620.0	50m3×40MW	1150
ジュニア	10mAR60MW	618.0	50m3×40MW	1145
ユース	10mAR60MW	612.5		

<ピストル>

U29	SP	560	※初段
	RFP	565	
	10mAP60MW	564	※5段
ユニバ	10mAP60MW	555	※4段
ジュニア	10mAP60MW	540	※3段
ユース	10mAP60MW	525	※2段

### 第5条 (派遣選手)

1. 派遣選手の選考については、理事会の承認を受けた本要綱に基づき、ジュニア育成委員会で決定し、理事会に報告する。
2. 国際大会には原則として当該種目の銃を自ら所持している選手または省庁銃を使用している選手を派遣する。
3. MQS選手、10mARミックス選手及び10mAPミックス選手の最終決定については、現地で監督・コーチの判断及び選手の試合直前のコンディションや状況を考慮してジュニア育成委員長が決定する。
4. エリートアカデミー選手は、育成ランキングに関わらずジュニアワールドカップにMQS派遣する。

### 第6条 (派遣試合)

派遣試合と選考時期

- (ア) ワールドカップ (6月 ドイツ・ミュンヘン) <U25/U29>  
4月1日時点育成ランキングを基準にカテゴリー別上位者を派遣。
- (イ) ジュニア世界選手権 (7月 ドイツ・ズール) <ジュニア>

5月10日時点の育成ランキングを基準にカテゴリー別上位者を派遣。

(ウ) 世界大学選手権 (9月 チェコ・ピルツェン) <ユニバ>

現役大学生のNT選手を優先し、7月10日時点育成ランキングを基準にカテゴリー別上位者を派遣。

(エ) 東アジアユースエアガン大会 (12月 東京都・北区) <ユース>

10月25日時点育成ランキングを基準にカテゴリー別上位者を派遣。

## 2. 派遣選手選考方法

(1) 派遣選手は育成アスリートのうち、派遣試合毎に育成ランキングの上位者から選考する。ただし、育成アスリートが派遣人数に満たない場合は、育成アスリート以外の選手で育成ランキング上位者を派遣することがある。

※ただし、世界大学選手権は現役大学生のNT選手を優先し派遣する。

(2) 派遣人数については、種目により異なり、派遣種目、人数は予算に基づきジュニア育成委員会で決定する。

## 第7条 (育成アスリートの義務)

育成アスリートは、以下の事項についてジュニア育成委員会の求めに応じなければならない。

- ① 練習および大会出場計画書の作成と提示
- ② 合宿、講習会および遠征に参加した際のレポート
- ③ その他資料の提出

## 第8条 (育成アスリートの行動規範)

1. 日本ライフル射撃協会が計画する合宿、講習会、遠征等に積極的に参加すること。
2. 本会倫理規定及び日本代表選手等の行動規範を遵守し、日本代表としてふさわしい行動をとらなければならない。
3. 以下の事項に該当する場合は、理事会の承認を得て資格を停止するものとする。
  - ① 事業目的に反する行動を取り、ジュニア育成委員会の是正の求めに応じないもの。
  - ② ジュニア育成委員会の指導方針に故意に反発したもの、もしくはチームの秩序を乱したものの。
  - ③ 本会倫理規定及び日本代表選手等の行動規範に抵触したものの。
  - ④ ドーピング防止規程に違反し、競技者資格を停止されたものの。

## 第9条 (要綱の改正等)

1. 要綱改正が必要な場合は、理事会の承認を得る。
2. 要綱の解釈について、疑義が生じた場合はジュニア育成委員会が判断し、理事会に報告する。

付則

1. 本要綱は2020年4月から適用する。
2. 育成アスリート基準点ならびに対象試合の設定については、要綱運用の状況により  
ジュニア育成委員会の判断により追加・変更することが出来る。
3. 育成ランキング、指定選手は協会ホームページに公表する。